

# 精神科病棟転換型居住系施設問題を考える 兵庫集会

ある日、**精神科病棟が**  
僕の**家**になっていた。

☆障害者権利条約第19条(a)

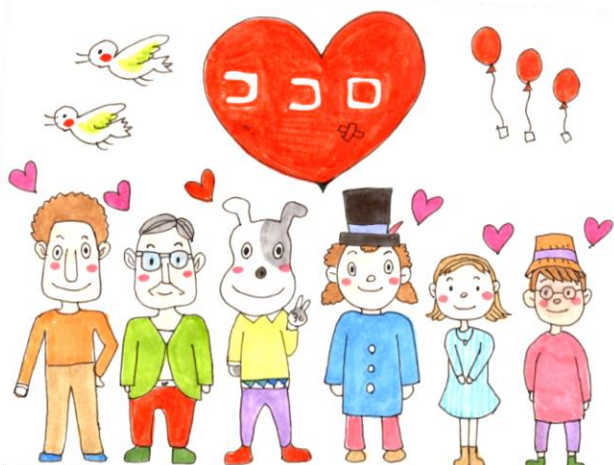
障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。

## ○基調講演

長谷川利夫氏（杏林大学教授、病棟転換型居住系施設について考える会呼びかけ人）

## ○リレートーク

入院経験者・家族・関係者の思い など



日時：2015年 **7** 月 **25** 日（土）

13:30~15:30

場所：神戸市立地域人材支援センター

神戸市長田区二葉町7-1-18

【会場有料Pあり（11台）。近隣にも有料Pあり。】

主催：精神科病棟転換型居住系施設問題を考える兵庫の会



兵庫県精神障害者家族会連合会 / 兵庫県精神障害者連絡会

怒っている！障害者切りすて！全国ネットワーク / 兵庫県社会福祉士会

神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 / 兵庫県介護福祉士会 / 兵庫県障害者センター

兵庫障害者連絡協議会 / 兵庫県聴覚障害者協会 / 神戸市精神障害者家族連合会

障害者自立支援法基本合意の完全実現をめざす兵庫の会 / きょうされん兵庫支部

問合わせ：きょうされん兵庫支部 TEL 078-582-4016 FAX 078-582-4017

申込み：必要ありません。参加費（資料代）500円 \*介助者は無料です。

## ◎「病棟転換型居住系施設」って何？

精神科病棟の一部を「地域移行支援型ホーム」と呼ばれるグループホームに転換した施設のことです。国等は長期入院患者の地域移行を促進するためやむを得ない措置としていますが、病棟の看板を書き換えることで、医療施設から福祉施設に転換させ、統計上の精神科病床数、入院患者数を減らそうとしている、という批判の声も数多く上がっています。

## ◎いつからはじまっているの？

2015年1月に、国は（多くの当事者や関係者の反対意見もある中で）、障害者総合支援法に関する省令を改定し、2015年4月1日から病棟転換して地域移行支援型ホームを設置することが可能となりました。

## ◎病棟転換型居住系施設は増えているの？

2014年6月26日に東京で開催された「緊急集会」には、全国から当事者、家族、関係者等3200人が集い、「病棟転換型居住系施設」に反対する意思を表明し、厚生労働省への申し入れを行いました。集会以後、地方紙の社説でこの問題が取り上げられるようになってきています。各地で活発に集会も開かれています。そういった流れも大きく影響しているのか、神奈川県や沖縄県等一部の自治体は見送りの方針を決めています。この省令による特例は、自治体による参酌基準とされていますから、自治体が条例等で独自の基準を設けることも可能なのです。

**ちゅうもく！**

## 神奈川県では！（第8回 神奈川県障害者施策審議資料より）

### 2 指定基準を定める条例の取扱い

- 今回の省令の改正附則に定められた病院敷地内グループホームの特例は参酌基準とされており、その取扱いは都道府県等の条例に委ねられている。
- 本県としては、今回の病院敷地内における障害者グループホームに係る特例については、平成27年4月1日施行の条例改正では見送ることとしたい。
- 今後、次の状況を見ながら、精神障害者の地域生活移行を推進する上で、本県においても特例が必要と考えられる場合には、改めて条例改正を検討する。
  - ① 他県における特例の実施状況
  - ② 本県における精神科病院の状況
  - ③ 障害者関係団体等の意見

### 【理由】

- 病院敷地内における居住施設の設置については、障害者関係団体から反対意見が出されており、現時点で十分な理解が得られていないこと。
- 国としても、病院敷地内でのグループホームは、平成36年度末までの間の特例として試行的に実施するものであるとしており、4年後をめどに、3年間の実績を踏まえ、サービスのあり方を検討するものとしていること。

この問題について、当事者や家族、医療関係者、福祉関係者等々、様々な立場の方々の思いを聞きながら共に考え、私たちが暮らす兵庫県からも、意見表明の声をあげていきましょう！気軽にご参加ください！